

# 椎の木

SHII-NO-KI



## 目黒の歳時記：目黒法人会館前の桜並木

公益社団法人目黒法人会館西側の旧区役所通り桜並木。66年の歴史をほこる区役所が平成15年に中目黒の総合庁舎へ移転、46年間親しまれた目黒公会堂も閉館となり、旧区役所通りも人、車の通りが少なくなり静かな住宅地となりました。

※目黒法人会広報委員会では表紙写真を公募しています。次号は7月10日発行予定。

## Contents

目黒税務署からのお知らせ	2	合同講演会	10
活動紹介	4	新入会員紹介	12
健康エッセイ	7	イベント情報	13
都税事務所からのお知らせ	8	お知らせ／編集子／編集後記	14
区役所だより	9		

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

目黒法人会は「消費税期限内完納」を推進しています。

# 国税はダイレクト納付で！



# 平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。  
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

### 免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



〈平成29年12月〉国税庁



## 帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

### 《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事様 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事様 11月分 食料品	8%	43,200

### 《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事様		①
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円(税込み)		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
...	...	...
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>  
 【専用ダイヤル】 0570-081-222  
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
 【専用ダイヤル】 0570-030-456  
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
  2. 電話相談センター  
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの  
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度



写真でみる  
活動紹介



第5回 税に関する絵はがきコンクール

第5回 税に関する絵はがきコンクール及び  
第1回 税に関する標語コンクール 表彰式

開催日：1月10日  
場 所：目黒税務署



第1回 税に関する標語コンクール



ボーリング大会



よし、ストライクコースだ！



総合優勝 女性部会

開催日：2月7日  
場 所：品川プリンスホテル bowling センター

青年部会新春研修会

「一流の条件～野球に学ぶ強い組織づくり～」



開催日：2月5日  
場 所：野村証券自由が丘支店  
講 師：元読売ジャイアンツ選手・コーチ 角盈男氏

第11支部 税務研修会  
「活用していますか？  
お得な非課税制度あれこれ」



開催日：2月15日  
場 所：ゼネラルボンド(株)  
講 師：目黒税務署 天野周士 法人審理 上席

第9支部 研修会  
「人生100年時代  
～脳健康で上げてもっと楽しむ極意～」



開催日：2月15日  
場 所：法人会館  
講 師：家族相談士・カウンセラー 柿澤一二美氏

情報セキュリティセミナー



開催日：2月15日  
場 所：法人会館  
講 師：トレンドマイクロ(株) NTT 東日本

事業承継セミナー



開催日：2月20日  
場 所：法人会館  
講 師：目黒中小企業診断士会

第1・2・3・4支部 合同講演会  
「今から始める 老い支度・終活準備  
～自分と家族が困らないための知識～」



開催日：2月16日  
場 所：代官山花壇  
講 師：明石シニアコンサルタント代表 明石久美氏



BCP（事業継続計画）セミナー  
自分の会社を守る!! 事業継続計画



開催日：3月8日  
場 所：目黒区民センター  
講 師：(株)インターリスク総研コンサルタント  
鍵村有子氏

第10支部  
「管外社会科見学会」



開催日：3月6日  
場 所：羽田 JAL 整備工場

女性部会新春研修会  
「女性とおトクな税金」



開催日：2月23日  
場 所：法人会館  
講 師：岡直樹目黒税務署長

「パワーハラスメント防止講座」



開催日：3月9日  
場 所：中目黒スクエア  
講 師：(株)ヒューマン・クオリティー  
コンサルタント 田中恵氏

青年部会主催  
「第3回ジュニアフレンドシップカップ」



開催日：3月18日  
場 所：油面小学校

第7支部医療講演会  
「スギ花粉症の対策から最先端の治療まで  
～お米を食べて花粉症を治す～」



開催日：3月23日  
場 所：法人会館  
講 師：東京共済病院耳鼻咽喉科  
医長 遠藤朝則氏

租税教室

\*アシスタントを Asst. と表記



1月24日  
講師：落合雅子  
Asst.: 中野仁・土橋新也

碑小学校



1月24日  
講師：永友利尚  
Asst.: 永田祐也・村山光弘

碑小学校



1月25日  
講師：安藤翔  
Asst.: 落合雅子・赤嶺陽介

八雲小学校



1月24日  
講師：土橋新也  
Asst.: 村上光弘・石田浩嗣

碑小学校



八雲小学校

1月25日  
講師：松尾勇貴  
Asst：赤嶺陽介・中野仁



東山小学校

2月1日  
講師：白井佳子  
Asst：石田浩嗣・松尾勇貴



東山小学校

2月1日  
講師：砂村雅則  
Asst：石田浩嗣・戸山顕一



東山小学校

2月1日  
講師：名取潤  
Asst：安藤翔・垂井美紀



中根小学校

2月8日  
講師：前田悠衣  
Asst：安藤翔・垂井美紀



烏森小学校

2月9日  
講師：永田祐也  
Asst：砂村雅則・中野仁



油面小学校

2月9日  
講師：中野仁  
Asst：土橋新也・松尾勇貴



油面小学校

2月9日  
講師：佐藤昌子  
Asst：折田清一・松尾勇貴



鷹番小学校

2月15日  
講師：高主健司  
Asst：永友利尚・石田浩嗣



鷹番小学校

2月15日  
講師：折田清一  
Asst：戸山顕一・高主健司



駒場小学校

2月22日  
講師：垂井美紀  
Asst：名取潤・安藤翔



五本木小学校

2月26日  
講師：戸山顕一  
Asst：石田浩嗣・鶴田智美





# 健康エッセイ

## 春うつらら…表情



株式会社 jast  
会長 安田祥子

春になると我が家の庭に一本だけある桃の木に美しい紅色の花が咲き出します。残念ながら実をつけることはありませんが、春風に揺れる花に訪れる鳥の声を聴きながら過ごすひとは季節限定の喜びです。そんな時、私も普段は見られないような「いい顔」をしているかもしれません。

### ヒトは感情が豊かな種です

霊長類の中でもヒトは感情が豊かな種と言われています。細やかな感情のやりとりは進化の過程で獲得したヒト特有のコミュニケーションツールなのです。表情の豊かな人との会話は内容に関わらず贅沢な時をもたらしてくれますが、無表情な人との会話は相手が何を考えているのか分からないといった不安感に苛まれます。

喜怒哀楽は脳の活動から生まれます。感情は本人しかわからない主観的側面と、心拍数の上昇や表情、筋肉の動きなど外部から観察が可能な客観的側面があります。自然科学の研究対象としては感情

の下位概念である「情動」の研究が行われています。情動は脳の中にある視床下部や大脳辺縁系と呼ばれる部分で形成され、哺乳類は勿論、他の種でも環境に素早く適応するための刺激となつていようです。

危険を察知すれば逃げる、攻撃する、快をもたらすようであれば接近するなど、情動は行動の土台となつていようのです。

### 顔面フィードバック

「表情は相手に感情を伝えるために使われる」という従来の説から一歩踏み出して「表情を作る本人にも影響を与える」というトロント大学のサスキンド博士グループによる研究報告が『ネイチャー・神経科学』に掲載されました。研究によれば、恐怖と嫌悪の表情を作るだけで、身体の内部が変化するので。

恐怖の場合、視野が広がり遠くの標的を検知し、鼻腔も拡がり、呼吸が速くなることで多くの酸素を取り込んで脳の働きを活性化し、

エネルギーを貯め素早く行動に移す準備をしています。嫌悪の表情では逆に視野が狭まり、鼻腔も狭めて、身体への酸素の供給を減らして、知覚を低下させ、なるべく不快なものを意識からシャットアウトしているように考えられます。この研究から表情が表情を造つている本人の行動の引き金となり、心や身体に影響を与えることがわかりました。こうしたプロセスを「顔面フィードバック」と呼びます。因みにドイツの研究では強制的に笑顔を作ることによってポジティブな感情が生まれるとの報告もあります。

### 良い表情は生きる活力のもと

笑顔が周囲に与える良い影響や自分自身への免疫向上効果は想像以上に大きなものがあります。良い表情はヒトに生きる力を与えます。アメリカ映画などで、困難に遭遇した時にちよつとしたユーモアで緊張をほぐす場面がありますが、実はリラックスすることが困難に立ち向かう力の源なのかもしれません。



チリの落盤事故の時に「希望があったこと、樂觀的であったこと、ユーモアを忘れなかったこと」が過酷な状況を生き抜いた秘訣であった、

と作業主任が良い表情でインタビューに答えたことは有名な話で記憶にも新しいと思います。

言葉にすれば簡単そうですが、意識的によい顔を作ることで顔面フィードバックにより身体と心の調和がとれ、生きる活力に繋がつていくのでしょうか。一方、無意識でも嫌悪などの表情は相手のみならず自分自身に悪影響を与えますので、自分の表情をたまに鏡などでチェックしてみるのも良いかもしれませんね。

表情分析の第一人者アメリカの心理学者ポール・エクマンが表情は人類の普遍的な特徴であり、生まれながら持つているもの、と語っています。表情に人種や文化などの区別は見られないのです。

私達ヒトは相手の表情から相手の気持ちや行動を判断しています。けれど、自分自身の表情を見ることはできません。結果として自分自身にフィードバックされる表情にも注意を向けたいものです。

株式会社 jast  
jast健康相談室  
jastロイヤルクラブ  
jastファーストクラブ

お問い合わせ  
☎03-6265-0263  
HP <http://www.jast1.jp>



# 目黒都税事務所からのお知らせ

## 固定資産税にかかる土地・家屋の価格等がご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成30年4月2日(月)から7月2日(月)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時～17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- ◆ 縦覧できる方  
平成30年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者
- ◆ 縦覧できる内容  
所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)



(注) 納税通知書は6月1日(金)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

～都内に住所等を有しない方へ～

## 固定資産税・都市計画税、不動産取得税の納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京23区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



登録無料

メールマガジンのご案内

公売実施情報をタイムリーに配信しています。

東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局HPへ

主税局メルマガ

検索

(お問い合わせ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

★ 詳しくは、目黒都税事務所 TEL 03-5722-9001 (代表) まで ★

目黒区内小学生の作品 — 税金は 日本を作る エネルギー —



## 区役所だより

ご存知ですか？

平成29年5月30日から、  
すべての事業者「個人情報保護法」  
が適用されています。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、個人情報の適正な取扱いに関する基本理念や個人情報を取扱う事業者の遵守しなければならないルール等を定めたものです。

これまで、保有する個人情報が5000人分以下である事業者については、個人情報保護法の対象外とされてきましたが、改正法の施行により、平成29年5月30日からはすべての事業者が個人情報取扱事業者（営利・非営利を問わないため、個人事業主、NPO法人、自治会・町会、PTA等を含む）として個人情報保護法が適用されることになりました。そのため、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められます。

個人情報を取扱う際の主なチェックポイントは以下のとおりです。

### 個人情報を取扱う際の主なチェックポイント

#### 1. 個人情報を取得するとき

☑ 個人情報を取得する際、何の目的で利用するかを本人に伝えているか。

#### 2. 個人情報を利用するとき

☑ 取得した個人情報を決めた目的以外のことに利用していないか。

#### 3. 個人情報を保管するとき

☑ 取得した個人情報を安全に管理しているか。

#### 4. 個人情報を他人に渡すとき

☑ 取得した個人情報を無断で他人に渡していないか。

#### 5. 本人から個人情報の開示を求められたとき

☑ 本人から「自分の個人情報を開示してほしい」と言われた際、断っていないか。

その他、具体的なルール等については、個人情報保護委員会が定めるガイドライン等をご覧ください。

### 個人情報保護法に関する参考 URL

#### ◇個人情報保護委員会ウェブサイト（中小企業サポートページ）

[https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

#### ◇個人情報保護委員会ウェブサイト（個人情報保護法相談ダイヤル）

<https://www.ppc.go.jp/application/pipldial/>

#### ◇個人情報保護委員会ウェブサイト（法令・ガイドライン等）

<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

お問合せ先：目黒区企画経営部広報課報道・情報公関係 TEL 03-5722-9622



### バナー広告事業者募集中！

目黒区では【より探しやすい分かりやすいホームページ】を目指し、目黒区公式ホームページのトップページを本年2月にリニューアルいたしました。

現在、このトップページ（パソコン版）における**バナー広告掲載事業者様を募集中**です。

◇ 1か月分からの申し込みができます。（掲載料：20,000円/月）

◇ 掲載月数により広告掲載料金の減額制度があります。

詳細は、下記の担当までお問い合わせください。

<目黒区公式ホームページ> <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

担当：目黒区企画経営部広報課報道・情報公関係 TEL 03-5722-9621

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内小学生の作品 — 税金が、今日を救う。未来を救う。 —



# 自分と家族のために 行っておきたい生前対策



明石シニアコンサルティング

代表 明石 久美

## 1. 生前対策の誤解

「生前対策」というと『財産の対策』を思い浮かべるでしょうが、例えば、親が認知症になり、介護施設の入所契約や定期預金の解約をするのに後見人が必要になったとき、誰が後見人になり、その後の財産管理や面倒を見ていくのでしょうか。もし医師から親の延命治療をどうするのか今すぐ判断してほしいと言われたら、何と答えたらよいのでしょうか。親の余命を医師から告げられたら、本人にそのことを伝えるべきでしょうか。その他にも、亡くなつてすぐに決めなければならない葬儀社はどこにしようか、葬儀に誰を呼べばよいのか、葬儀費用やお布施はどの程度かかるのか、どこの金融機関と取引しているのか、通帳はどこに保管してあるのかなど、財産をどう分けるかと相続税をどうするかといった対策だけではないのです。

支払いをしなければならなかったり、家族で意見が対立して仲たがいでしまったり争いになってしまいうケースさえあります。もつと早く知っていれば対策できたことが、コトが起つてしまったらもう手遅れなのです。

普段接点がないものは、どのようなことで困るのかイメージできないため、対策などは不要と思いがちですが、対策しなければ大変な思いをすると予測できるケースは多くあります。それは、その物事から起こりうる状況がイメージできる知識があるからです。

まずは、どのような対策をしたらよいのかを知り、日常生活の延長線上にあるさまざまな対策も併せて、考えておきたいものです。

## 2. 対策しておきたいことと注意点

家族構成によって対策しておきたいことや注意点は違います。ここではケース別に取り上げていきますが、それぞれ関連する内容が盛り込

まれているため、一読をおすすめします。

### ①子どもがいる場合

#### ①対策しておきたいこと

介護、後見、葬儀、供養、遺産分割、遺品整理など、親に起こる全てのことを子どもが行つていきます。しかし、きょうだいの場合、自分ばかり親の面倒を見た、兄は生前に財産をもらっているなど、今までの不公平や不平等などの感情をストレートにぶつけがちです。一度仲たがいでしてしまうと、共同作業ができなくなる恐れがあるため、子どもの心情に配慮した準備対策が必要になってきます。例えば、次のようなものです。

#### 準備対策しておきたいこと

- ・ 病歴・持病・アレルギーなどの情報、日常薬（お薬手帳）、かかりつけ医
- ・ 告知や延命治療の要望と理由
- ・ 菩提寺の連絡先、訃報の連絡先、遺影の写真候補
- ・ 墓地管理者の連絡先や規約、お布施額（わかっているなら）
- ・ 預貯金（残金額は不要）・保険・不動産、賃貸借契約など財産情報
- ・ 返却や解約等が必要なものの情報（特に口座引落しのもの）
- ・ パソコンやスマホ情報（ID・パスワード等は財産管理してもらう人へ）
- ・ 備品・レンタル品の返却先、遺品・形見分けの行先（生前整理はすべき）
- ・ 親族（相続）関係図、今までの本籍地情報もしくは戸籍謄本自体を取得
- ・ 趣味嗜好（好き・苦手な／飲食、本、音楽、花、言葉、香りなど何でも）

### ②注意点

表のような情報は、エンディングノートで残す人もいます。しかし、身近な人のために準備対策するときには、一方的な意思表示をしてはいけません。行う家族が困らないようにしなければなりませんから、意思に対する理由や想いも伝わるようにすべきです。

例えば、余命を知りたい理由がわかれば、その意思を尊重することができそうですが、理由がわからなければ配慮のつもりで内緒にしてしまうかもしれません。

葬儀や墓などの供養に関しては、いなくなる自分の要望も大切ですが、遺された家族の気持ちも尊重すべきです。例えば、本人の要望が「家族だけでの葬儀と散骨」という場合、そのとおりに行った結果、親せきや故人の友人達からの心無い言葉で傷ついたり、後日の弔問で気持ちが悪まらなかつたりする人もいます。だからこそ、「○○葬」などではなく、「誰を葬儀に呼べばよいのか」がわかるようにするのが大切なことです。

また、供養の対象物である『お墓』がなくて、心のよりどころを失い、散骨を後悔する人もいます。新たにお墓を求めらるなら、墓地見学や散骨体験（乗船）をするなど、一緒にどのようなお墓が良いのか話し合うのも大切です。



葬儀や墓などは、価格の安さや簡略化を選んだことで悔やむ人もいるため、本人亡きあと続く人間関係や、家族の心情にも目を向ける必要があります。

そして、遺産に関しては、別途遺言書が必要なケースもあります。これは家族関係やどのような財産があるのかによるため、必要かどうかは相続を扱う専門家に相談するのが一番です。直接知り合いがいなくても、別の専門家を通じて紹介してもらうこともできます。

それ以外にも、介護者、喪主、祭祀承継者などの「誰に」や、自宅、施設などの「どこで」という指名や指定を避ける配慮も必要です。仮に介護は長女に依頼したいと思っても、口約束ならまだしも書面に残されてしまったら、親の要望だからと長女に押し付けるきょうだいがいるかもしれません。

準備対策は、自分も家族も困らないようにという想いや目的があつてするものですから、一番良いのは、親子でコミュニケーションをとりながら行うことです。それが難しいようなら子どもの立場になって、「これで困らないだろうか」と考えたうえで残す配慮は必要です。

(2)子どもがいない、頼れる身内がない場合

①対策しておきたいこと  
親せきはいるけれど子どもがいない

場合、自分に何かあつた時は身内に頼ることになります。しかし、同年代の配偶者や親族では、介護したり後見人になったりするのは負担になるため、甥や姪に頼らざるを得ません。しかし、その甥や姪が相続人ではなければ、快く引き受けてくれないかもしれません。その場合は、依頼する人に財産が渡るよう、遺言書を作成しておくことも必要です。

また、配偶者がいなくなつて独りになつたあとや、頼れる身内がいな  
い・身内に頼りたくない場合には、  
財産管理や後見、葬儀や納骨、遺品  
整理などを誰に行つてもらおうのか、  
決めておかなければなりません。

たいていは専門家へ依頼すること  
になります。その場合には、a.任  
意代理契約、b.任意後見契約、  
c.死後事務委任契約、d.遺言書  
などで事前に依頼しておかなければ  
なりません。

aの任意代理契約とは、身体などが  
不自由になつてしまつたときに財  
産管理や見守りを行つてもらふも  
の、bの任意後見契約は、認知症な  
どになつてしまつたときに代理人に  
なつてもらふもの、cの死後事務委  
任契約は、葬儀や納骨、遺品整理な  
どを行つてもらふもの、dの遺言書  
は遺産を内容通りに執行してもらふ  
ものです。全てではなくとも、a  
b、c dなどの組み合わせでの依頼  
もできます。

ちなみに、任意代理契約と任意後見契約は、あえて親子で契約し、報酬を渡して行つてもらふケースもあります。

### ②注意点

専門家に依頼する場合、大切なのは相手選びと費用面です。長い期間に渡つて付き合つていく相手ですから、専門性だけではなく人柄の考慮やお互いの相性、長期に及ぶ報酬の負担ができるかどうかです。

また、依頼する内容は法律行為であるため、法律行為ではない要望は対象外になります。自分の生活スタイルや食べ物の好み、味付け、好きな音楽や好きな香り、苦手な香りや嫌いな言葉、行きたいところ、やつてみたいことなど、さまざまな好みや要望があるのではないでしょう

か。しかし、それらは専門家にとつて職務の対象外ですので、意思表示が  
できなくなつた時でも心地よく過ご  
せるかどうかは、専門家がどこまで  
行つてくれるのかによります。依頼  
する際に確認しておくことが大切で  
す。

### 3. いつ準備対策すべきか

まだ若いから、その時になつたら  
と思うかもしれませんが、まだまだ  
自分には関係ないと思えるときが、  
実は準備対策に適しています。なぜ

なら、客観的に考えられるからで  
す。

そして、1から10まで全ての準備  
をせずとも、自分に必要だと思う準  
備をしていけばよいのです。

自分のために、家族のために、今  
からできることを自分のペースで  
行つてみてください。

### プロフィール



**明石久美** 相続・終活コンサルタ  
ント、明石シニアコンサルティング  
代表、これから相続コンサルネット  
理事長。

ファイナンシャルプランナー（CFP  
P-1級）、葬祭アドバイザー他  
身内が葬祭業で供養関係の知識が  
あるため、複雑に絡み合う相続や終  
活の総合的なコンサルを専門家と行  
うほか、実務経験を活かしたセミ  
ナー・研修を全国で行っている。雑  
誌の監修や新聞等のコラム執筆など  
幅広く活動。著書も多数あり、エン  
ディングマガジンの編集長も行つて  
いる。



# 新 入 会 員 紹 介

平成29年4月～平成30年3月入会

法人名	代表者	業種
<b>第1支部</b> —駒場1～4丁目、大橋2丁目1～10番地		
ビストロエガリテ	柴田 泰枝	飲食業
<b>第2支部</b> —大橋1丁目・2丁目11番地～、青葉台1～4丁目、東山1～3丁目		
HENDORSON(株)	金森 秀 繪	建設業
<b>第3支部</b> —上目黒1～5丁目		
(株)アミック	藤 森 貴	金属工事
(株)マイソアルビジョン	奔 保 彰	サービス業
(有)エムアンドエムエンタープライズ	山 川 信 雄	不動産業
(株)アドバンテッジリスクマネジメント	江 原 徹	サービス業
(株)天田塗装	天 田 純 一 郎	塗装業
<b>第4支部</b> —中目黒1～3丁目		
(株)ライトフィルム	神 山 明	情報通信業
三ツ輪産業(株)	尾 日 永 竹 信	LPガス卸売・小売
<b>第5支部</b> —中目黒4丁目、目黒3・4丁目、下目黒3～6丁目、中町1丁目		
(同)Beans&Co	佐 藤 達 也	サービス商品開発
AKAM(同)	中 澤 吉 裕	不動産業
(株)シナリオプリント	木 原 泰 生	印刷業
<b>第6支部</b> —三田1・2丁目、目黒1・2丁目、下目黒1・2丁目		
Limited Corporation YAMATOSAN	林 田 大 和	サービス業
(株)ニコ・メディコ	佐 々 木 健	サービス業
TMコミュニケーションサービス(株)	三 井 恒 雄	萬屋業
<b>第7支部</b> —中目黒5丁目、五本木1・2丁目、祐天寺1・2丁目、中央町2丁目、中町2丁目		
(有)サン工業	三 橋 徹	管工事業
<b>第8支部</b> —中央町1丁目、目黒本町1～6丁目		
(株)SHOTEC	平 野 祥 策	建設業
ブルースター(株)	青 山 浩 子	サービス業
(有)中谷製作所	中 谷 直 人	管工事業
<b>第9支部</b> —五本木3丁目、鷹番1～3丁目、碑文谷2・4～6丁目		
(株)佐藤ホーム	佐 藤 三 枝 子	不動産業
(株)遊佐	遊 佐 伸 博	飲食業
(株)モボデザイン	伊 勢 賢 吾	建設業
<b>第10支部</b> —原町1・2丁目、洗足1・2丁目、南1～3丁目、碑文谷1・3丁目		
日本浦川(株)	韓 良	飲食業
(同)プロサム・テクノロジー	青 山 正 倫	ソフトウェア開発
(株)メントリップ	後 藤 史 生	旅行・IT
MARINE NEXT(株)	白 井 規 子	コンサルタント
<b>第11支部</b> —大岡山1・2丁目、中根1・2丁目、平町1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目		
ゲステル(株)	神 田 広 興	卸売業
カーサ・プラスワン(株)	日 野 元 太	不動産業
<b>第12支部</b> —自由が丘1～3丁目		
(株)YAGOKORO	吉 川 高 広	飲食店、宿泊業
シンク・A I T(株)	岡 村 國 弘	建設業
Todoroki Photo	轟 あ ず さ	サービス業
(有)宮崎コーポレーション	宮 崎 砂 豊 子	不動産業
(同)萬	山 根 淑	飲食業
<b>第13支部</b> —柿の木坂1～3丁目、東が丘1・2丁目、八雲1～5丁目		
(株)LaniAina	岩 崎 麗	飲食・宿泊業
(有)花心	松 本 也	葬祭業
マリアスオーガニック・ジャパン(株)	九 島 洋 一	卸売業
(株)アウラジャパン	丹 生 一 朋	映像企画制作
内藤社会保険労務士 行政書士事務所	内 藤 晋 一	行政書士事務所
(株)グリーンリビング	佐 藤 泰 也	セールスプロモーション業
司法書士法人アスミール合同事務所	三 谷 尚 志	司法書士事務所
(同)ノックオンウッド	戸 山 顕 一	家具卸売
トラストリンク社会保険労務士事務所	深 津 伸 子	社労士事務所



# 公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局 (TEL: 3712-9588) までお問合せください。  
**最新のイベント情報は、当会のホームページ (<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>) をご覧ください。**

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般 (厚生年金、健康保険、労働保険など) ・経営・金融など相談全般
インターネットセミナー (誰でも受講自由)	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます ( <a href="http://www.tohoren.or.jp/meguro/">http://www.tohoren.or.jp/meguro/</a> ) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	4月24日(火)13時30分	目黒税務署	新設法人対象(会員不問) 税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい
	6月26日(火)13時30分		
	8月29日(水)13時30分		
	10月18日(木)13時30分		
	12月13日(木)13時30分		
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	4月19日(木)14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象(会員不問) 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	5月22日(火)14時		
	6月21日(木)14時		
	7月 3日(火)14時		
	8月28日(火)14時		
ウィー・ラブ・目黒・ランデブー (目黒川一帯清掃活動)	4月15日(日) 10時～	中目黒公園集合 (山手通り、駒沢通り、目黒通り周辺)	「中目黒公園」を中心に半径2kmの半円に覆われる目黒川の西側で、山手通り・駒沢通り・目黒通り周辺などの清掃活動を実施します。
源泉税基礎研修会 (誰でも参加自由)	4月18日(水) 14時～16時	目黒法人会館 2階会議室	源泉徴収事務の基礎編 ・講師：目黒税務署源泉審理担当上席
普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	6月22日(金) 18時～21時	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
普通救命技術者 資格講習会 (誰でも参加自由)	7月20日(金) 18時～21時	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED(自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
中小企業のための 働き方改革 (テレワーク) セミナー (誰でも参加自由)	9月14日(金) 15時30分～17時	目黒法人会館 2階会議室	・テレワーク実践に向けた導入のコツと事例紹介 ・テレワークを実践するICT環境導入のポイント

※公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。

※他协会会员の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています。

FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 E-mail: [mg\\_info@tohoren.or.jp](mailto:mg_info@tohoren.or.jp)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書 (コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

# お知らせ

## 第8回通常総会 開催のご案内

記

日時：平成30年6月14日（木）午後4時～  
 場所：ホテル雅叙園東京  
 議事：平成29年度事業報告・収支決算報告他

## 第53回 中目黒阿波踊り「目黒法人会連」参加者募集

日時：本番 平成30年8月4日（土）  
 午後6時より演技開始  
 練習 7月より開始予定  
 場所：東急東横線中目黒駅周辺



### ～踊り手・楽器演奏者大募集！！～

※踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等へのお手伝いをご希望の方は下記までご連絡ください。

上記についてのお問合せ・申し込みは公益社団法人目黒法人会事務局へ  
 Tel3712-9588 Fax3712-8829 E-mail:mg\_info@tohoren.or.jp

## 人とAI 編集子

「ゆりかごから墓場まで」と言う言葉がありますが、これはイギリスから始まった社会福祉政策のスローガンです。

私たち花屋の世界も出産祝いからお墓の花まで人の一生の中で、節目に携わっていく仕事だと思っていました。

しかし近年世の中の変化に伴い、病院等はお花の水の中に緑膿菌等の感染症になる菌があると、飾ることが禁止になっている所も多くなってきました。

また、近頃はお中元やお歳暮等も

贈らない人が増えてきているようで、人と人のお付き合いも大分変化しているように思います。

贈り物だけに限らず、会社内では飲み会も減って会話も少なくなり、メールやラインのやりとりがコミュニケーションになっていくように、人間関係がとて希薄になっていくのも少し寂しい気がします。

出会いやお付き合いはとても大切な事と思うことはやはり「昭和」なのでしょう。

平成も来年が最後の年になります。これから五十年後百年後は人間対人間よりAI対人間の方がより近い関係に変化していくのでしょうか？

近い将来どのような世の中になっていくのか、楽しみのような怖いような。できるだけ健康に気をつけて長生きして見届けたいと思います。

原田 茂和

### 編集後記

今回はじめて編集長の大役を任せられました。しかし本当の大役は事務局の片淵専務理事と大崎さんであることを改めて実感いたしました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

倉方 基弘

### お詫び（訂正）

前号（1月号）9頁上段後ろから3行目に誤植がありました。「正岡目黒税務署長」↓（正）「岡目黒税務署長」関係者の皆様にお詫びし訂正いたします。

公益社団法人 目黒法人会 会員

公益社団法人 目黒法人会 会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく **特** たい **退** きょう **共**



## 特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

## 公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。  
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

資料請求・お問い合わせは

**TTK** 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>





法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

法人会の経営者大型総合保障制度  
**広げよう  
企業保障の  
大きな傘を**

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

渋谷支社 第三営業課/東京都渋谷区道玄坂1-10-8  
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800

**AIG** AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1  
(新宿NSビル14F) TEL 03-6894-9113